

① 遺産分割協議書

⑬

印

印

実印で捨印を押します。

被相続人 世田谷 太郎 (平成〇〇年〇〇月〇〇日 死亡)

② 最後の本籍 東京都世田谷区世田谷一丁目〇〇番

最後の住所 東京都世田谷区世田谷一丁目〇〇番〇〇号

本籍や住所は戸籍謄本や住民票の通りに正確に記載します。

③ 上記被相続人の遺産の分割について、共同相続人全員での協議の結果、下記の通り決定した。

記

④ 1. 相続人 世田谷 花子 は次の財産を取得する。

土地

所 在 東京都世田谷区世田谷一丁目

地 番 〇〇番〇

地 目 宅地

地 積 〇〇. 〇〇㎡

誰が何を取得するかはっきりとわかるように記載する。

⑤

建物

所 在 東京都世田谷区世田谷一丁目〇〇番〇

家屋番号 〇〇番〇

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 〇〇. 〇〇㎡ 2階 〇〇. 〇〇㎡

不動産は登記簿謄本(登記事項証明書)記載の通りに正確に記載します。

2. 相続人 世田谷 一郎 は次の財産を取得する。

⑥ 〇〇銀行 〇〇支店の被相続人名義の預金

普通預金 口座番号〇〇〇〇〇〇 のすべて

預貯金は同じ金融機関でも、支店、口座ごとに分けて記載する。

⑦ 3. 相続人 世田谷 花子 は被相続人の債務をすべて負担する。

債務を誰が負担するかも記載しておいた方がよい。

⑧ 4. 本協議書に記載のない財産及び後日判明した財産については相続人 世田谷 花子 が取得する。

後で財産が見つかった場合にも記載しておいた方がよい。

⑨ 上記協議の成立を証するため、本協議書を2通作成して、それぞれに署名押印し、各自1通を保有する。

⑩ 平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 東京都世田谷区世田谷一丁目〇〇番〇〇号

⑪ 相続人 世田谷 花子

氏名は原則として自署する。

住 所 東京都渋谷区渋谷一丁目〇〇番〇〇号

相続人 世田谷 一郎

印

⑫

印鑑証明書と同じ実印で押印する。

印